

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を支援する枠組みとして、離島活性化交付金(既存)の支援対象事業を拡充の上、一層の離島振興を図る。

- ◆事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業: 以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率: 都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※ 流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ◆事業期間: 原則として3年以内
- ◆成果目標: あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
雇用の創出のための戦略産品開発
輸送費支援(戦略産品:5品目)
企業誘致等促進(企業誘致に向け調査、コーディネーター招聘等)
- ・定住誘引事業
U・J・Iターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機械、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
ドローン、グリーンスローモビリティ等の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全安心向上事業

- 防災計画作成、防災講習の実施等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
PR映像、パンフレットの制作等
イベントにおけるPR活動
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
観光地域づくり推進主体立上げ、
関係人口の創出に向けた中間支援組織の立ち上げ
交流人口の拡大に必要なトイレ改修等
- ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進
離島留学(寄宿舍運営費等・寄宿舍整備費)、
関係人口の創出に向けた交流イベント開催等